

別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金交付要綱

制定 平成28年6月2日

別府市告示第207号

改正 平成29年4月25日

別府市告示第184号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会人の職業に必要な能力や知識を高め、雇用機会の拡大やキャリアアップの向上を図るとともに地域プランディング人材を育成するため、温泉コンシェルジュの養成に要する費用に対し、予算の範囲内で別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに關し別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号)に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、雇用する従業員(非正規で雇用された者を含む。)に文部科学大臣から職業実践力育成プログラムの認定を受けて別府溝部学園短期大学が開設する食物栄養学科温泉コンシェルジュコース(基礎課程又は応用課程)(以下「温泉コンシェルジュコース」という。)の必須科目の全てを履修させる事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において、観光業を営んでいること。
- (2) 法人であること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に關

する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、温泉コンシェルジュコースの必須科目の全ての履修に必要な受講料とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助条件)

第5条 補助の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 温泉コンシェルジュコースを履修させようとする者を雇用していることが確認できる書類(雇用契約書の写し等)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 当該法人及び当該法人の代表者の市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から1か月以内に別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 温泉コンシェルジュコースの履修修了証明書の写し
- (2) 受講料の領収証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、別府市温泉コンシェルジュ人材育成支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付を受けた者の努力義務）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、温泉コンシェルジュコースの履修修了者に対して、当該補助事業者が設置運営する事業所において2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該履修修了者が有期雇用契約を締結している者である場合若しくはパートタイム雇用された者

である場合は、期間の定めのない正規雇用に移行するよう努めなければ
ならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、
補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合
において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付していると
きは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年4月25日別府市告示第184号)

この要綱は、告示の日から施行する。